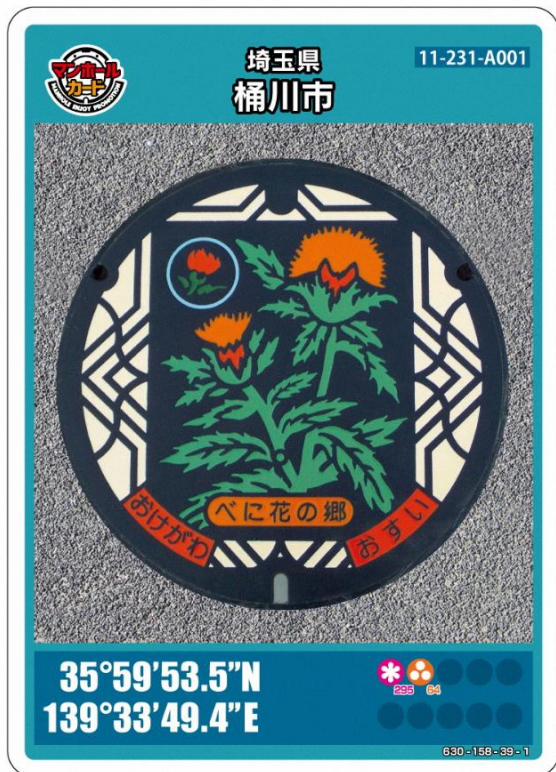


桶川市公共下水道事業経営戦略

(概要版)



令和3年3月

埼玉県桶川市

目 次

第1章 経営戦略とは	1
第2章 下水道事業の概要	1
2.1 桶川市公共下水道事業の概要	1
2.2 人口の推移予測	2
2.3 使用料収入の推移予測	2
2.4 経営指標を活用した現状分析	2
第3章 経営の基本方針	2
第4章 投資・財政計画（収支計画）	2
4.1 投資計画	3
4.2 財政計画	3
4.3 投資・財政計画	3
第5章 公共下水道事業経営戦略策定の総括	5

第1章 経営戦略とは

下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しています。このような中、下水道事業を含む公営企業が、市民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていることから、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、総務省から中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請されています。

これに伴い、本市では、下水道事業に関わる将来の「投資」及び「財源」を予測し、経営健全化や財源確保の対策を整理する、「桶川市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

桶川市公共下水道事業経営戦略は、令和3年度から令和32年度までの30年間を計画期間とし、今後の本市下水道事業を効率的かつ健全に運営するため、本計画を策定しました。

なお、5年ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の公共下水道事業の経営状況や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うものとします。

計画期間：令和3年度～令和32年度の30年間

第2章 下水道事業の概要

2.1 桶川市公共下水道事業の概要

桶川市の公共下水道事業における現状は以下のとおりです。

(令和元年度末現在)

項目	公共下水道事業
建設事業開始年度	昭和48年度
供用開始年度	昭和56年度
処理区域内世帯数(世帯)	26,987
処理区域内人口(人)	61,004
水洗化世帯(世帯)	25,043
水洗化人口(人)	57,100
普及率(%)	81.0
水洗化率(%)	93.6

2.2 人口の推移予測

桶川市の人口推移を国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表している人口に基づき推計すると、令和３年度で７３，６７９人、令和３２年度には５７，３４９人まで減少する見込みです。

2.3 使用料収入の推移予測

現状の使用料単価のまま推移した場合の使用料収入について試算すると、令和３年度で５９０，９０９，０００円（税抜）、令和３２年度には５４８，０３２，０００円（税抜）まで減少する見込みです。

2.4 経営指標を活用した現状分析

※桶川市公共下水道事業経営戦略Ｐ１５～Ｐ２１の示す通りです。

第３章 経営の基本方針

近年では、人口減少や高齢化の進行、節水機器の普及などによる下水道使用料収入の減少に加えて、施設・設備の老朽化に伴う改築・更新事業への投資の増大など、今後の下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されます。

このため、本市では効率的で持続可能な下水道事業経営の実現に向け、

“安全・安心で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する。”

ことを下水道経営の基本方針として、経営戦略を策定します。

第４章 投資・財政計画（収支計画）

桶川市公共下水道事業経営戦略のＰ３２～Ｐ６７に示します。

投資事業に必要な財源を確保して、少なくとも「投資試算」と「財源試算」（下水道料金収入など財源の見通し）を均衡させなければ、下水道事業を持続させることはできません。

今後の下水道事業は、施設更新がメインとなっていきます。計画的かつ効率的な更新を行い、場合によってはスペックダウンやダウンサイジングを図り、「投資の最適化」を進め、投資費用の圧縮に努めます。また、事業運営にかかる経常的なコストの削減の研究を行い、「経営の効率化」を図ります。そして「投資の最適化」や「経営の効率化」を進めつつ、不足する財源を確保するために「料金の見直し」も検討する必要があります。

4.1 投資計画

桶川市公共下水道事業経営戦略の P 3 0 に示します。

資本集約型産業である下水道事業では、安定的に下水処理を行うために下水道施設や管渠の健全性を維持することが、極めて重要になります。

また人口減少や節水機器の普及等により、有収水量は将来的に減少することが予測され、今後の新規の投資(整備事業)については、公共性のみならずより経済性も考慮して、その投資効果を検証することが重要です。

4.2 財政計画

料金収入は、現状の使用料単価のまま推移した場合の使用料収入について試算を行いました。結果は以下の図表の通り、一貫して使用料収入は減少していきます。

(単位：千円、税抜き)

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
使用料(税抜き)	576,174	586,870	590,688	587,587	590,375	597,182	590,909	589,418	588,794
年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
使用料(税抜き)	587,525	586,859	585,924	585,560	584,541	584,094	583,605	582,118	581,182
年度	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)	令和19年度 (2037年度)	令和20年度 (2038年度)	令和21年度 (2039年度)	令和22年度 (2040年度)	令和23年度 (2041年度)
使用料(税抜き)	579,601	578,572	576,908	575,816	574,693	572,926	571,688	569,837	568,787
年度	令和24年度 (2042年度)	令和25年度 (2043年度)	令和26年度 (2044年度)	令和27年度 (2045年度)	令和28年度 (2046年度)	令和29年度 (2047年度)	令和30年度 (2048年度)	令和31年度 (2049年度)	令和32年度 (2050年度)
使用料(税抜き)	567,123	565,979	564,222	562,995	560,063	557,109	554,115	551,089	548,032

4.3 投資・財政計画

経営戦略策定ガイドラインでは、『計画期間内に必要となる財政負担額について、現行料金体系で見込まれる収入で賄うことができない公営企業は、速やかに料金見直しについて検討する必要性が高い』とされています。

そのため、総務省基準である、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(総務省自治財政局通知 平成21年7月8日)に基づき、公営企業が最低限行う経営努力として、「下水道使用料 月 3,300 円/20 m³ (税込)」までの料金改定を目指し、次のとおりシミュレーションを行いました。

パターン①	値上げなし（ベースパターン） 1,980円
パターン②	令和4年度以降、4年毎に基準使用料（円/20m ³ ）を330円値上げ。 ただし、基準使用料の上限を3,300円とする。（計4回）
パターン③	令和4年度以降、4年毎に基準使用料（円/20m ³ ）を550円値上げ。 ただし、基準使用料の上限を3,300円とする。（計3回）
パターン④	令和4年度以降、4年毎に基準使用料（円/20m ³ ）を660円値上げ。 ただし、基準使用料の上限を3,300円とする。（計2回）
パターン⑤	令和4年度に1,320円値上げし、基準使用料（円/20m ³ ）の3,300円とする。（計1回）

シミュレーション分析

(1)パターン①（値上げなし）の分析

値上げをせず現状のまま推移した場合、令和3年度～令和32年度の30年間で、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の累計額は約167億円（年平均約5.6億円）となります。また、企業債借入圧縮額の発生も見込めません。

(2)パターン②（330円値上げ）の分析

令和4年度に基準料金を330円値上げした場合、令和3年度～令和32年度の30年間で、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の累計額は約90億円となります。そこから、企業債借入圧縮額約5.4億円を差し引き、約84.6億円（年平均約2.82億円）を赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）として扱います。

(3)パターン③（550円値上げ）の分析

令和4年度に基準料金を550円値上げした場合、令和3年度～令和32年度の30年間で、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の累計額は約89億円となります。そこから、企業債借入圧縮額約14.6億円を差し引き、約74.4億円（年平均約2.48億円）を赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）として扱います。

(4)パターン④（660円値上げ）の分析

令和4年度に基準料金を660円値上げした場合、令和3年度～令和32年度の30年間で、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の累計額は約89億円となります。そこから、企業債借入圧縮額約17.7億円を差し引き、約71.3億円（年平均約2.38億円）を赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）として扱います。

(5)パターン⑤（1,320 円値上げ）の分析

令和 4 年度に基準料金を 3,300 円まで値上げした場合、令和 3 年度～令和 32 年度の 30 年間で、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の累計額は約 89 億円となります。そこから、企業債借入圧縮額約 24.5 億円を差し引き、約 64.5 億円（年平均約 2.15 億円）を赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）として扱います。

※なお、この財源試算はシミュレーションであり、実際の料金改定の実施時期等に関しては、新型コロナウイルス感染症の状況など、社会情勢等を十分に考慮しながら、慎重に判断していきます。（本経営戦略をもって、「料金改定を行うこと」及び「その時期」について決定するものではありません。）

第 5 章 公共下水道事業経営戦略策定の総括

少子高齢化社会の影響を受けて、利用者人口を増加させて使用料収入を向上させることは考えにくいいため、課題解決のための方法としては、以下の取組が必要であると考えられます。

これらの取組の実施については、経営状況等により変わりますが、

（ア）使用料の改定について

現状は、赤字補填のための一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で賄っております。令和 14 年度以降は、この繰入金の合計額が恒常的に 3 億円を超えていくようになります。このままの状況では市全体の財政状態を圧迫していくばかりであるため、今後の公共下水道事業経営は、独立採算と受益者負担の観点からも、更なる収入増の検討が必要です。

（イ）老朽化対策について

将来的に（ア）とも連動していきますが、令和 7 年度から令和 32 年度の 22 年間で必要な更新費用は、総額で約 334 億円となります。

令和 11 年度より 22 年間で約 334 億円の更新費用だとすると、年間約 15 億円以上の更新費用となり、本格的な老朽化対策の実施が求められます。

更新費用の財源確保のためにも、（ア）に関連して検討していくことが必要になります。

また、老朽化対策については、管渠の経年劣化等により今後、施設更新や大規模修繕等の資本投資が必要となるため、更新計画を策定する必要があります。当市でも今後はストックマネジメント計画を策定し、同計画を踏まえ適切な施設状況の把握をしていきます。



桶川市公共下水道事業経営戦略

(概要版)

発行日 令和3年3月

発 行 桶川市

企画・編集

桶川市役所 都市整備部 下水道課業務係

〒363-8501 桶川市泉 1-3-28

T E L 048 (786) 3211 代表

F A X 048 (786) 9866

E-mail gesui@city.okegawa.lg.jp